

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
<b>規 則</b>	
○北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則..... (農業経済課)	21
<b>告 示</b>	
○一般競争入札の実施..... (人事課)	22
○産業廃棄物処理施設変更許可申請書の内容の概要等..... (循環型社会推進課)	23
○大千軒岳道自然環境保全地域の区域の拡張及び保全計画の変更の予定 (自然環境課)	24
○農業委員会が行う交換分合計画の認可..... (農地調整課)	24
○土地改良区の役員の就任の届出..... (土地改良指導課)	24
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (土地改良指導課)	24
○土地改良区の定款の変更の認可..... (土地改良指導課)	25
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	25
○土地改良事業の施行の同意..... (土地改良指導課)	25
○肥料の登録の有効期間の更新..... (農業改良課)	25
○家畜伝染病の発生..... (酪農畜産課)	25
○特定第2号漁業者に係る共済契約の締結についての同意の確認..... (水産経営課)	25
○区域内特定養殖者に係る共済契約の締結についての同意の確認..... (水産経営課)	25
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	26
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	26
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	28
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	28
○宅地建物取引業法による聴聞の実施..... (建築指導課)	29
○公共測量の実施の通知..... (建設部総務課)	29
○基本測量の終了の通知..... (建設部総務課)	29
○土地収用法による事業の認定..... (建設部総務課)	30
○道路の区域の変更..... (道路整備課)	30
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	31
○公有水面の埋立ての免許..... (砂防災害課)	31
○公有水面の埋立ての承認..... (砂防災害課)	31
<b>支庁告示</b>	

○建築基準法による道路の位置の指定.....	32
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了.....	32
<b>札幌医科大学告示</b>	
○一般競争入札の実施.....	32
<b>道選挙管理委員会公表</b>	
○衆議院小選挙区北海道第8区選出議員補欠選挙長印の登録.....	33
<b>道警察本部告示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	34

## 規 則

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成15年10月7日  
北海道知事 高橋 はるみ

**北海道規則第112号**  
北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則  
北海道中山間地域活性化資金利子補給規則(平成3年北海道規則第102号)の一部を次のように改正する。  
別表(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

**別表(第2条、第4条関係)**

償還期間	貸付対象者	貸付利率	利子補給率	
			第2条第3項第1号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	第2条第3項第2号から第4号までに掲げる融資機関が貸し付ける場合
7年以内	大企業	年1.35パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.5パーセント	年0.65パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.1パーセント以内	年1.25パーセント
7年以内	大企業	年1.4パーセント	年0.95パーセント	年0.1パーセント

すくそばに北の大地の豊かなめぐみ(愛食運動推進月間)

年を超え9年以内	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年0.9パーセント以内	年1.45パーセント	年0.6パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.15パーセント以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント
9年を超え10年以内	大 企 業		年1.5パーセント以内	年0.85パーセント	—
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.0パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント
貸付金のうち2億7,000万円を超える部分		年1.25パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント	
10年を超え12年以内	大 企 業		年1.6パーセント以内	年0.75パーセント	—
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.1パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント
貸付金のうち2億7,000万円を超える部分		年1.35パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント	
12年を超え14年以内	大 企 業		年1.7パーセント以内	年0.65パーセント	—
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.2パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント
貸付金のうち2億7,000万円を超える部分		年1.45パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント	
14年を超え15年	大 企 業		年1.8パーセント以内	年0.55パーセント	—
	中小企業	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.3パーセント以内	年1.05パーセント	年0.2パーセント

年以内	業等	貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.55パーセント以内	年0.8パーセント	—
-----	----	-----------------------	--------------	-----------	---

**附 則**

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道中山間地域活性化資金利子補給規則別表の規定は、平成15年8月20日以後に利子補給についての知事の承認を受けた中山間地域活性化資金について適用する。

**告 示**

**北海道告示第1768号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年10月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品の名称

腕時計

イ 調達をする物品の数量

男性用時計 48個

女性用時計 68個

ペア時計 630組

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成15年12月15日及び17日

(4) 納 入 場 所 北海道知事が別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部人事課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁赤れんが2階4号会議室

(2) 入札日時 平成15年10月27日(月)午前10時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

#### 6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

#### 7 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

#### 8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

#### 9 契約書作成の要否

要

#### 10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限 平成15年10月20日(月)

(2) 提出場所 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道総務部人事課

#### 11 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業

者であるか申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道総務部人事課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 188

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) この公告の内容は、予定であり変更することが有り得る。

(6) 詳細は、入札説明書による。

#### 北海道告示第1769号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条の2の4の第1項の規定により、産業廃棄物処理施設変更許可申請があった。

なお、産業廃棄物処理施設変更許可申請書(以下「申請書」という。)の内容の概要等は、次のとおりである。

平成15年10月7日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 1 申請の概要

(1) 申請年月日

平成15年9月18日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名(申請者の住所又は氏名)

北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市 苫小牧市長 櫻井 忠

(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

北海道苫小牧市字柏原13番3、4、5、6、7、10、11、12、13、14、19、23、27

(4) 産業廃棄物処理施設の種類の

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号ロ(安定型最終処分場)

(5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず

#### 2 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

(1) 縦覧の場所及び時間

北海道胆振支庁地域政策部環境生活課、北海道苫小牧市役所環境衛生部環境生活課及び同部環境保全課 午前8時45分から午後5時15分まで

(2) 縦覧の期間

平成15年10月7日から11月7日まで（土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

3 意見書の提出

- (1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有するものは、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- (2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種別を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。
- (3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 051 - 8558 北海道室蘭市幸町9番11号 北海道胆振支庁地域政策部環境生活課）に平成15年11月25日（火）までに到着するよう提出すること。

北海道告示第1770号

北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）第14条第9項及び第15条第4項の規定を準用する第14条第4項の規定により、大千軒岳道自然環境保全地域の区域の拡張及び保全計画の変更を行う予定である。

その案は、告示の日から2週間、縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧した案について、知事に意見書を提出することができる。

平成15年10月7日

北海道知事 高橋 はるみ

1 名 称

大千軒岳道自然環境保全地域

2 拡張する地域

松前郡松前町に所在する道有林渡島西部管理区60林班、70林班、71林班、78林班から80林班、118林班、119林班及び135林班から137林班の一部並びに120林班、133林班及び134林班の全部

3 保全計画の変更の案の概要

特別地区を拡張するとともに、野生動植物保護地区を指定し、保護すべき植物として122種を指定する。

4 縦覧する場所

北海道環境生活部環境室自然環境課、北海道渡島支庁地域政策部環境生活課及び北海道檜山支庁地域政策部環境生活課

北海道告示第1771号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、別海町農業委員会が定

めた昭和地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成15年10月7日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第1772号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、余市土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成15年10月7日

北海道知事 高橋 はるみ

就任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
平成15. 9. 19	理 事	上野 盛	余市郡余市町美園町20番地7

北海道告示第1773号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、下川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成15年10月7日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成15. 7. 10	理 事	三好喜代丸	上川郡下川町上名寄1975番地
同	同	同	小林 忠義	同 班溪729番地4
同	同	同	藤原 基喜	同 上名寄34番地
同	同	同	奥村 周正	同 上名寄2873番地
同	同	同	及川 章	同 三の橋192番地
同	同	同	小林 茂	同 西町681番地
同	同	監 事	佐藤 明夫	同 班溪1716番地
同	同	同	藤原 一行	同 上名寄211番地
退任	同 15. 7. 9	理 事	三好喜代丸	同 上名寄1975番地
同	同	同	小林 茂	同 西町681番地
同	同	同	藤原 基喜	同 上名寄34番地
同	同	同	奥村 周正	同 上名寄2873番地
同	同	同	前田 克夫	同 北町485番地
同	同	同	小谷登志夫	同 班溪451番地
同	同	監 事	遠藤世喜雄	同 上名寄219番地
同	同	同	佐藤 明夫	同 班溪1716番地

北海道告示第1774号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年10月7日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成15. 9.24	余市川土地改良区
同	旭川土地改良区

北海道告示第1775号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成15年10月8日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年10月7日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
宝田	土地改良総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、区画整理)	北海道空知支庁
豊正西	ほ場整備 [担い手育成型] (農業用排水、暗きよ)	同
麻布	農村総合整備 (農業用排水、ほ場整備)	北海道上川支庁
二見ヶ岡	畑地帯総合整備 [担い手支援型] (区画整理、暗きよ、土層改良)	北海道網走支庁
川東	経営体育成基盤整備 (客土、暗きよ、区画整理)	北海道胆振支庁

北海道告示第1776号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成15年10月7日

北海道知事 高橋 はるみ

同意年月日	事業主体名	地区名	事業の種類
平成15. 9.25	真狩村	真狩南	小規模土地改良 (暗きよ)
同	増毛町	信砂	同 (農業用排水)

北海道告示第1777号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成15年10月7日

北海道知事 高橋 はるみ

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者 名称 住所	登録有効期限
北海道第2792号	生石灰	80.0生石灰	アルカリ分 80.0	該当なし	訓子府石灰工業株式会社 常呂郡訓子府町大町8番地	平成21.10.1
北海道第2648号	消石灰	65.0消石灰	アルカリ分 65.0	該当なし	北海道石灰開発株式会社 上磯郡上磯町谷好2丁目4番1号	同 21.10.7
北海道第2649号	炭酸カルシウム肥料	53.0炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 53.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	北海道カルマイト有限公司 上磯郡上磯町谷好2丁目4番1号	同

北海道告示第1778号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成15年10月7日

北海道知事 高橋 はるみ

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜・疑似患畜の別	発生頭数	発生の場所	発生年月日
伝達性海綿状脳症	めん羊	疑似患畜	85	中川郡本別町	平成15. 9.25

北海道告示第1779号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成15年10月7日

北海道知事 高橋 はるみ

区域	区分
熊石	総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだらはえ縄漁業
白老	秋さけ定置漁業
静内	総トン数10トン以上20トン未満の漁船による漁業
大樹	秋さけ定置漁業
昆布森	秋さけ定置漁業
小平	秋さけ定置漁業及び小型定置漁業

北海道告示第1780号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込みについて、同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認める。

平成15年10月7日

北海道知事 高 橋 はるみ  
ほたて貝養殖業 浜益、寿都、常呂、佐呂間、湧別、天塩、初山別、羽幌

北海道告示第1781号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年10月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 上磯郡上磯町字茂辺地726の196（次の図に示す部分に限る。）、726の184、726の197
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び上磯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1782号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年10月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 夕張市福住12（次の図に示す部分に限る。）、住初6の2、7
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡上ノ国町字早川496の1・497の1・497の6・497の10・500の1・501の1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、497の3、497の11、498の2、499
  - (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
  - (3) 指 定 施 業 要 件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐は、択伐による。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 磯谷郡蘭越町字相生812の1・立川343の1・川上202の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、202の3
  - (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
  - (3) 指 定 施 業 要 件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 

字相生812の1・立川343の1・川上202の1・202の3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
      - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び蘭越町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 保安林予定森林の所在場所 磯谷郡蘭越町字川上202の1 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字川上202の1 (次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び蘭越町役場に備え置いて縦覧に供する。)

5(1) 保安林予定森林の所在場所 雨竜郡幌加内町字下幌加内4319の1 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び幌加内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

6(1) 保安林予定森林の所在場所 上川郡愛別町字旭山11の1、72の1、74の1、75の1、75の2、77の1、81の1、82の1、177の1、179の1

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字旭山75の2 (次の図に示す部分に限る。)、11の1、72の1、74の1、77の1、

81の1、82の1、177の1、179の1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び愛別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

7(1) 保安林予定森林の所在場所 留萌郡小平町字住吉247の1 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び小平町役場に備え置いて縦覧に供する。)

8(1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡訓子府町字大谷35の1・36の1・38の2・52・53 (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、37、54

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び訓子府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 北海道告示第1783号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年10月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 沙流郡門別町字庫富438(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び門別町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 沙流郡門別町字豊郷522(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び門別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 北海道告示第1784号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成15年10月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 美唄市1849の1・1849の20・1849の23・1849の24・1849の26から1849の28まで・1849の31・1849の34から1849の37まで・1849の40（以上13筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 1849の1・1849の26・1849の28（以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 檜山郡上ノ国町字木ノ子646の1（次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 主伐は、択伐による。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 空知郡栗沢町万字幸町154・万字巴町1の1・万字旭町1・万字二見町1・万字睦町1の1・1の6・万字英町1の1・1の7・万字寿町1の1・万字西原町1・2・万字錦町1の1・万字曙町27の1・字西万字1の1（以上14筆について次の図に示す部分に限る。）、1の2
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 万字幸町154・万字巴町1の1・万字旭町1・万字二見町1・万字睦町1の1・字西万字1の1・万字西原町2・万字錦町1の1（以上8筆について次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び栗沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 中川郡中川町字国府490の13・497の1・497の2  
の所在場所 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び中川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

5(1) 指定施業要件変更予定保安林 中川郡豊頃町長節1087の1 (次の図に示す部分に限る。)  
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

長節1087の1 (次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び豊頃町役場に備え置いて縦覧に供する。）

6(1) 指定施業要件変更予定保安林 阿寒郡阿寒町阿寒湖温泉三丁目1の39・阿寒湖温泉  
の所在場所 五丁目4の6・5の4・6の1 (以上4筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び阿寒町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第1785号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定に基づき聴聞を次のとおり行うこととしたので、同条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

平成15年10月7日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 聴聞の期日 平成15年10月17日 午前10時から
- 2 聴聞の場所 札幌市中央区北3条西7丁目 石狩支庁4階中会議室
- 3 被聴聞者の住所、商号又は名称及び氏名
  - (1) 住所 札幌市中央区南14条西7丁目3番1-1号
  - (2) 商号又は名称 株式会社エイチ・ピー・エム・システム
  - (3) 代表者氏名 代表取締役 後藤 吉行

#### 北海道告示第1786号

稚内開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年10月7日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 平成15年9月26日から11月28日まで
- 3 作業地域 豊富町

#### 北海道告示第1787号

国土地理院長から、次のとおり基本測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第

188号)第14条第2項の規定による通知があった。

平成15年10月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 作業種類 基本測量（湖沼湿原調査）
- 2 作業期間 平成15年9月1日から12日まで
- 3 作業地域 厚岸町及び浜中町

北海道告示第1788号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成15年10月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 起業者の名称 共和町
- 2 事業の種類 (仮称)憩の家建設事業（以下「本件事業」という。）
- 3 起 業 地
  - (1) 収用の部分 岩内郡共和町梨野舞納地内
  - (2) 使用の部分 なし

4 事業認定の理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である共和町は、土地開発基金等により既に必要な財源措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる利益

共和町には、高齢者の心身の健康増進を図る目的で昭和49年に建設された「共和町老人憩の家」があり、高齢者はもとより地域の諸活動の場としても有効活用が図られていた。しかし、昨年12月に焼失し、地区老人クラブの活動の場やサークル活動、地域の諸活動の場がなくなったことにより、主に高齢者などへの住民サービスの提供が困難な状況になっている。本件事業によって、高齢者の生きがいを一層高めることや地域住民にも利用しやすい憩いの場が確保され、高齢者及び地域の福祉向上に大きく寄与するとともに、住民サービスの提供も図られることから、本件事業により得られる利益は大きいものと認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

失われる利益としては、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられる。しかしながら、本件事業の起業地周辺には民家が数件しかないので、周辺環境への影響は極めて小さいものと認められる。

ウ 本件事業の起業地

起業地は、高齢者をはじめ地域住民の憩いの場として必要とされる利便性、安全性、周辺環境等を考慮して、2候補地について比較検討した上で選定されていることから、当該起業地を本件事業に用いることが相当であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益を、ウで述べた事項を踏まえて比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

本件事業は、共和町の総合計画に合致し、また、施設の焼失にもよって、緊急に整備すべき公益性の高い事業と認められ、起業地の範囲は憩の家として必要な最小限の範囲であって収用の手段を講じることが合理的であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(1)から(4)までで述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断されるため、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する 共和町役場

図面の縦覧場所

北海道告示第1789号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年10月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
三笠栗山線 北海道札幌土木現業所	空知郡栗沢町字茂世丑1856番地先から 空知郡栗沢町字茂世丑1535番2地先まで	間	前	19.06mから 25.20mまで	789.31m	—
			後	21.54mから 34.91mまで		

銭函停車場線 北海道小樽土木現業所	小樽市銭函2丁目412番1地先から 小樽市銭函2丁目411番地先まで	前	9.00mから 17.50mまで	40.00m	—
	小樽市銭函2丁目411番地先から 小樽市銭函2丁目411番地先まで	後	9.00mから 20.50mまで	40.00m	—

### 北海道告示第1790号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。  
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年10月7日

北海道知事 高橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 砂川奈井江美唄線	美唄市字チャシュナイ742番1地先から 美唄市字チャシュナイ1021番171地先まで	平成15.10.7

### 北海道告示第1791号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

その関係図書は、次の土木現業所に備え置いて、閲覧に供する。

平成15年10月7日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 免許年月日 平成15年9月26日
- (2) 免許を受けた者  
ア 名称 北海道  
イ 住所 札幌市中央区北3条西6丁目  
ウ 代表者の氏名 北海道知事 高橋はるみ
- (3) 埋立区域  
ア 位置 山越郡八雲町落部937、943、474-14、473-5、494、493-4、491-8及び491-1番地先の公有水面  
イ 区域 省略（閲覧図書のとおりに）  
ウ 面積 33,184.39㎡
- (4) 埋立てに関する工事の施行区域  
ア 位置 山越郡八雲町落部499、498、497、937、943、474-14、473-5、494、493-4、491-8、491-1、490-2及び490-1番地先の公有水面  
イ 区域 省略（閲覧図書のとおりに）

- ウ 面積 84,839.55㎡
- (5) 埋立地の用途 漁港施設用地
- (6) 閲覧場所 北海道函館土木現業所
- 2(1) 免許年月日 平成15年9月26日
- (2) 免許を受けた者  
ア 名称 北海道  
イ 住所 札幌市中央区北3条西6丁目  
ウ 代表者の氏名 北海道知事 高橋はるみ
- (3) 埋立区域  
ア 位置 枝幸郡浜頓別町字トンベツ5178番、5179番及び5180番地先の公有水面  
イ 区域 省略（閲覧図書のとおりに）  
ウ 面積 63.30㎡
- (4) 埋立てに関する工事の施行区域  
ア 位置 枝幸郡浜頓別町字トンベツ5177番、5178番、5179番、5677番9及び5180番地先の公有水面  
イ 区域 省略（閲覧図書のとおりに）  
ウ 面積 2,233.08㎡
- (5) 埋立地の用途 漁港施設用地
- (6) 閲覧場所 北海道稚内土木現業所

### 北海道告示第1792号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを承認した。

その関係図書は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて、閲覧に供する。

平成15年10月7日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 承認の年月日 平成15年9月26日
- 2 承認を受けた国の官庁  
(1) 名称 農林水産省  
(2) 住所 東京都千代田区霞が関1の2の1  
(3) 代表者の氏名 農林水産大臣 亀井 善之
- 3 埋立区域  
(1) 位置 三石郡三石町字本町495番2地先の公有水面

- (2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
- (3) 面 積 A区域 141.83㎡  
B区域 188.47㎡  
計 330.30㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位 置 三石郡三石町字本町4番5、4番9、4番15、4番1、4番7、4番12、495番3、495番5、495番2、492番2、492番1及び491番地先

- (2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）

- (3) 面 積 12,016.09㎡

5 埋立地の用途 漁港施設用地

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 広尾郡大樹町東本通33番地 大樹町長 伏見 悦夫
- 3 開発許可年月日及び番号 平成14年7月23日 十建指第14-6号指令

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第68号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年10月7日

札幌医科大学長 秋野 豊 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量並びに納入期日

ア 遠心機用スイングロータ	2台	平成15年11月17日（月）
イ 高速液体クロマトグラフシステム	1式	同 12月8日（月）
ウ 徒手筋力評価解析システム	1式	同 11月17日（月）
エ 非観血連続血圧測定装置	1式	同 12月1日（月）
オ 筋音計	1式	同
カ 生体情報モニタ	1式	他 同 11月17日（月）
キ 胸腔鏡下手術 VISERA ビデオシステム	1式	同
ク 遺伝子導入装置	1式	同
ケ 超純水製造装置	2台	同

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入場所 同

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有しているもの。ただし、生体情報モニタの入札に参加する場合は、医療機器（中分類20）若しくは医療用品類（中分類21）のいずれかの資格を有していなければならない。

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

4 入札執行の場所及び日時

支 庁 告 示

北海道渡島支庁告示第11号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図書は、八雲町に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成15年10月7日

北海道渡島支庁長 前田 晃

- 1 指 定 番 号 第15-2号
- 2 指 定 年 月 日 平成15年9月25日
- 3 道 路 の 位 置 亀田郡七飯町大中山2丁目
- 4 道 路 の 幅 員 5.00m
- 5 道 路 の 延 長 14.56m
- 6 申請者の住所及び氏名 亀田郡七飯町大川1丁目12番22号  
株式会社葛西建設 代表取締役 葛西 春夫

北海道十勝支庁告示第21号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年10月7日

北海道十勝支庁長 近藤 光雄

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 広尾郡大樹町字美成170-1、173、174

(1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課入札室

(2) 入札日時

ア 遠心機用スイングロータ	平成15年10月20日(月)午前10時
イ 高速液体クロマトグラフシステム	同 午前10時10分
ウ 徒手筋力評価解析システム	同 午前10時20分
エ 非観血連続血圧測定装置	同 午前10時30分
オ 筋音計	同 午前10時40分
カ 生体情報モニタ	同 午前10時50分
キ 胸腔鏡下手術 VISERA ビデオシステム	同 午前11時
ク 遺伝子導入装置	同 午前11時10分
ケ 超純水製造装置	同 午前11時20分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

#### 6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

#### 7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

#### 8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

#### 9 契約書作成の可否

ア 遠心機用スイングロータ	要
イ 高速液体クロマトグラフシステム	要
ウ 徒手筋力評価解析システム	否
エ 非観血連続血圧測定装置	要
オ 筋音計	要
カ 生体情報モニタ	要

キ 胸腔鏡下手術 VISERA ビデオシステム 要

ク 遺伝子導入装置 要

ケ 超純水製造装置 否

#### 10 入札参加申込書の提出期限及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限 平成15年10月17日(金)

(2) 提出場所 3に同じ。

#### 11 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 札幌医科大学事務局管財課

イ 所在地 郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目  
電話番号 011-611-2111 内線 2254

(4) この入札及び契約を中止することが有り得る。

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

### 道選挙管理委員会公表

次のとおり公印を作成したので、北海道選挙管理委員会規程(昭和48年北海道選挙管理委員会告示第28号)第20条の規定に基づき、北海道公印規程(昭和45年北海道訓令第19号)第8条第2項の規定の例により、公印台帳に登録した。

平成15年10月7日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三

登録した公印

公印の名称	備付機関名	用途	印影	寸法	登録及び使用開始年月日
衆議院小選挙区 北海道第8区 選出議員補欠 選挙長之印	北海道選挙管理 委員会事務局 渡島支所	一般 文書用		縦25mm 横25mm	平成 15.10.7

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第142号

次のとおり指名競争入札により落札者を決定した。

平成15年10月7日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 警察官（男性）用冬服等の落札者の決定

(1) 落札に係る物品等の名称及び数量

- ア 警察官（男性）用冬服上衣 2,122着
- イ 警察官（男性）用冬服ズボン 4,333本
- ウ 警察官（男性）用冬帽子 2,141個
- エ 警察官（男性）用冬活動帽 1,310個
- (2) 警察官（男性）用冬ワイシャツ 6,582着
- (3) 警察官（男性）用冬活動服 2,185着
- (4) 警察官（男性）用防寒服（I種） 1,581着

2 落札を決定した日

平成15年8月28日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏名 株式会社西武百貨店  
イ 住所 東京都豊島区南池袋1丁目28番1号
- (2)ア 氏名 株式会社丸刈池内  
イ 住所 札幌市中央区南1条西2丁目18番地
- (3)ア 氏名 株式会社エコー商事  
イ 住所 札幌市北区北38条西4丁目1番3号

- (4)ア 氏名 榎本商事株式会社  
イ 住所 札幌市中央区南2条西10丁目3番地1
- 4 落札金額
  - (1) 89,851,335円
  - (2) 36,352,386円
  - (3) 37,166,850円
  - (4) 40,671,225円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
指名競争入札
- 6 指名競争入札の公示  
平成15年北海道警察本部告示第95号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
  - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目